

山形県中学校体育連盟主体大会、強化事業に関する

体育施設の使用申請及び留意点について

(1) 次年度の施設への打診時期について【専門部】

各施設で秋から年末にかけて、次年度の使用申請の受付開始

ただし、地区によっては、時期が前後したり申請の手順が異なったりするため、注意が必要！

【山形市】打診10月頃から可→申請12月→回答2月

専門部からの打診が内諾にはつながらない可能性有（東北・全国・高校等上位大会が優先）

【北村山】打診できれば10月中。遅くとも11月初旬。

【酒田市】申請10月→調整会議12月

【東置賜】打診地区理事長へ（地区中体連事務局でまとめて打診・申請の施設有）

原則として県新人ブロック大会前までに各専門部から施設への打診を

(2) 次年度の使用申請（希望）の手順について

A；県管轄施設（県総合運動公園、あかねヶ丘陸上競技場、（県体育館））

＜専門部→県中体連→施設＞

- ① 専門部から山形県中学校体育連盟事務局に指定様式（HP 掲載）で申請
- ② 山形県中学校体育連盟事務局で一括して使用計画書を提出

B-1；市町村管轄施設・学校施設【大会の場合】

＜専門部→地区中体連→施設＞

- ① 専門部は必ず事前に体育施設（特に学校施設）へ使用可否の打診を行い、内諾を得た後、当該地区中学校体育連盟に使用申請願いの連絡
- ② 当該地区中学校体育連盟で使用計画書を提出

B-2；市町村管轄施設・学校施設【強化事業の場合】

＜専門部→施設＞

- ① 主管団体は、事前に施設使用の可否を施設管理者へ打診し、内諾取得
- ② 施設に計画書を提出
...（減免申請等で山形県中学校体育連盟会長印が必要な場合は、中体連事務局へ連絡）...

(3) 調整結果の連絡について

A ; 県管轄施設 (県総合運動公園、あかねヶ丘陸上競技場、(県体育館))

<県中体連→専門部>

山形県中学校体育連盟事務局から専門部へ

B-1 ; 市町村管轄施設・学校施設【大会の場合】

<地区中体連→専門部>

地区中体連または体育施設から専門部へ

B-2 ; 市町村管轄施設・学校施設【強化学業の場合】

<施設→専門部>

体育施設から専門部へ

(4) 使用申請書の提出について

※ 利用日の3ヵ月前から1ヵ月前まで

A・B共通

- ① 各体育施設所定の許可申請を各専門部で提出
※ 【山形市総合スポーツセンター】使用開始14日前までに使用料を添えて事務室で手続き
- ② 事前に必ず連絡及び打ち合わせ実施 (遅れると予約取消になる場合もあり)

③ 「**時間外使用(早朝)**」・「**減免申請**」については、別途申請必要【**利用日の1ヶ月前まで**】

(施設との事前打ち合わせ時に要確認←そのとき持参が便利)

※ **各専門部で責任をもって申請すること(様式はHPへ掲載)**

※ 山形県中学校体育連盟会長印が必要な場合は、事務局に来校して捺印
事務局に書類を郵送し、捺印・返送を希望する場合は要事前連絡

(5) 使用上の注意事項について

- ◆ 山形県総合運動公園と山形市総合スポーツセンターで、救急車を要請する場合は【各施設の事務室】を通すこと。
- ◆ 山形県総合運動公園が会場写真撮影業者が入場する場合は、業者から施設へ連絡を取ってもらい、申請してもらうこと。出店等についても、各業者より申請をしてもらうこと。
- ◆ 予定していた大会等の開催が中止・変更となる場合は、速やかに各施設に連絡してください。取り消しの連絡がない場合、使用料が発生することがあります。
 - ① 山形県総合運動公園 使用開始7日前まで
 - ② 山形市スポーツセンター 使用開始3ヵ月前まで
 - ③ 山形県体育館 使用開始2ヵ月前まで
- ◆ 使用後は、主管団体で清掃とゴミの持ち帰りを必ず確認してください。
- ◆ 破損があった場合は、速やかに施設管理責任者、専門部長、県中体連への報告をお願いします。